

| |
|---------|
| 近畿地方整備局 |
| 資料配布 |

| | |
|------|-----------------------|
| 配布日時 | 平成23年10月30日 16時00分 |
|------|-----------------------|

| | |
|----|--|
| 件名 | < 田辺市熊野地区の避難住民の一時帰宅について > ~ 熊野地区において避難住民の一時帰宅が実施されました ~ |
|----|--|

| | |
|----|---|
| 概要 | 台風12号により発生した河道閉塞により、警戒区域に設定されている田辺市熊野地区について、「田辺市熊野地区河道閉塞対策協議会」の意見を踏まえ、田辺市長は避難住民の一時帰宅を許可しました。 これを受け、避難住民の3回目の一時帰宅が実施されました。 実施日：平成23年10月30日(日) 滞在時間：11:00~13:45 帰宅世帯数等：13世帯18人 関係者41人 |
|----|---|

| | |
|-----|-------|
| 取扱い | _____ |
|-----|-------|

| | |
|------|--|
| 配布場所 | 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ 和歌山県地方新聞協会 |
|------|--|

| | |
|--------|--|
| 問い合わせ先 | 国土交通省近畿地方整備局 環境調整官 森田 宏 (田辺市役所リエゾン) 電話 0739-22-5300(内2310) 国土交通省近畿地方整備局 河川調査官 中込 淳 電話 06-6945-6355 |
|--------|--|

田辺市熊野地区避難住民の一時帰宅(3回目)の実施について

台風12号により発生した河道閉塞により、警戒区域に設定されている田辺市熊野地区について、「田辺市熊野地区河道閉塞対策協議会」の意見を踏まえ、田辺市長は避難住民の一時帰宅を許可しました。

これを受け、以下の通り3回目の一時帰宅が実施されました。

| | |
|--------|---|
| 実施日時 | 平成23年10月30日(日) 11:00～13:45 |
| 帰宅世帯数等 | 13世帯18人 関係者41人 (計59人) |
| 警戒態勢 | 区域内(消防署5人、市職員8人、警察2人、国交省1人) 区域外(市職員3人、警察2人) (計21人) |



田辺市熊野地区の一時帰宅に際しての バックアップ体制について

概 要

- ・ 田辺市熊野地区の警戒区域において、本日10月30日11時00分から13時45分の間で一時帰宅が実施されました。
- ・ 一時帰宅に際しては、別紙1のとおり、関係機関が協力してバックアップ体制をとりつつ一時帰宅者の安全を確保しました。

近畿地方整備局のバックアップ体制

- ・ 一時帰宅に際し、近畿地方整備局では以下の監視を実施し、緊急時には関係者への迅速な連絡ができる体制をとりました。
 1. ヘリでの上空監視
一時帰宅開始前に河道閉塞箇所の安全確認、一時帰宅中に上空から河道閉塞箇所・一時帰宅範囲等の監視を実施しました。
 2. 現地での目視監視
河道閉塞箇所に監視員を配置しました。
 3. 監視カメラでの監視
これまでも実施している監視カメラでの監視を継続・強化しました。
 4. 水位・雨量データの監視
これまでも実施している水位の監視を1時間毎から10分毎に強化し、雨量の監視と併せて関係者に連絡しました。

一時帰宅に係るバックアップ体制

監視体制の強化を図るとともに自治体、警察、消防と連絡を密にとりつつ安全に一時帰宅を実施

自治体：一時帰宅計画の策定（日程、帰宅範囲、集合場所）、事前周知、当日の運営

整備局：特別監視の実施、関係者への迅速な連絡の実施

警察・消防：一時帰宅の誘導、一時帰宅範囲内の巡回・監視、有事の時の緊急避難場所への誘導

【監視体制】

11時00分～11時15分

